

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平成26年1月17日 午前9時30分 開議

出席委員

委 員 長	小 田 伊佐浩
委 員	柳 瀬 ひろみ
委 員	林 正 美
委 員	菅 沼 由貴子
委 員	花 井 正 文

説明のための出席者

教育部長	近 藤 薫 子
教育部次長	柴 谷 好 輝
教育部次長兼学校教育課長	白 井 博 司
学校教育課主幹	大 林 淳 司
生涯学習課長	前 田 清 彦
スポーツ課長	中 村 幸 夫
学校給食課長	山 西 宣 好
中央図書館長課長補佐	中 嶋 芳 文

教育長が指定した事務局職員

主 事 木 和 田 聡 哉

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 第1号議案 教職員の任用について
- 第3 第2号議案 市指定文化財の指定解除について
- 第4 教育長報告 豊川市体育施設等における利用料金の額に係る公告について

(午前9時30分 開会)

「小田委員長」 定刻になりましたので、只今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。
始めに日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。本日の会議録署名委員は、委員長において、柳瀬・花井 両委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

「小田委員長」 続いて日程第2 第1号議案「教職員の任用について」を議題といたします。

なお、本案は職員の人事に関する案件ですので、議事を非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

「小田委員長」 異議なしと認め、本案は非公開とします。それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

「白井教育部次長」 第1号議案「教職員の任用について」を資料に基づき説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため、議事を非開示)

「小田委員長」 次に日程第3 第2号議案「市指定文化財の指定解除について」を議題といたします。それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

「前田生涯学習課長」 第2号議案「市指定文化財の指定解除について」を説明いたします。豊川市文化財保護条例第32条第1項の規定に基づき、次の市指定天然記念物の指定を解除するものでございます。第32条第1項は、天然記念物の価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、教育委員会はその指定を解除することができるというものでございます。今回対象となっておりますのが、天然記念物カシワ1樹ということで、こちらについては、昨年12月17日に開催された教育委員会定例会で文化財保護審議会への諮問事項として附された案件でございます。

その後、文化財保護審議会への諮問がなされ、文化財保護審議会から指定を解除する旨の建議がございましたので、今回上程させていただいております。

指定解除の理由につきましては資料6ページのとおりです。内容は先月説明させていただいた通り、指定時の環境が損なわれ、屋敷内の環境が回復される見込みがないことを理由に天然記念物の指定解除を行うものでございます。本日、議案が可決されれば1月20日、月曜日の告示をもちまして豊川市指定文化財の解除が行われる予定です。現在、豊川市の市指定文化財の件数が214件ありますので、1件解除となれば213件となる予定です。以上です。

「小田委員長」 それでは、ただいまの提案につきまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。

「小田委員長」 ありませんか。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「小田委員長」 異議なしと認め、日程第3 第2号議案「市指定文化財の指定解除について」は、原案のとおり可決されました。

「小田委員長」 次に日程第4 教育長報告「豊川市体育施設等における利用料金の額に係る公告について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「中村スポーツ課長」 教育長報告「豊川市体育施設等における利用料金の額に係る公告について」を資料に基づき説明。

この件につきましては、平成26年4月1日から施行されます消費税率及び地方消費税率の改定に伴いまして、豊川市総合体育館始め20体育施設及び豊川市野外センターの利用料金額の改定を行うために、昨年11月13日開催の定例教育委員会において承認いただき、さらに市議会第4回定例会において条例改正の議決を受けているものであります。このことから、豊川市体育施設の指定管理者でありますハクヨ・ホームメックス共同企業体及び豊川市野外センターの指定管理者であります一般社団法人設楽町公共施設管理協会が徴収する利用料金について、それぞれの施設の利用料金の額に関する承認申請がありましたので、教育長の専決処分によりこれを承認し、公告を行ったものであります。この件につきましては、指定管理者との協議書に基づく事務処理上の処理であり、すでに条例改正した内容であるため、今回改めて額を改正するという内容ではありません。

体育施設では3か月前から利用の申請を受けることができまして、使用許可を出しております。4月1日以降条例改正に伴い利用料金が改正されるわけですが、3か月前と言いますと1月1日以降に利用申請をすることができまして、このタイミングで消費税を加味した形で利用料金を変更し承認をしておかないと、旧料金で使用許可を出してしまうことになってしまいます。そのため、4月1日以降の利用について事前に申請があったものについては、新料金で徴収できるような手続きをしたというものであります。

「小田委員長」 それでは、ただいまの報告につきまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。

「小田委員長」 使用日が4月1日以降であれば、消費税8%を加味した料金をもらいますよということですね。回数券等前払式のものについては購入時ということでしょうか。

「中村スポーツ課長」 体育館の回数券ですとか、陸上競技場の1か月定期券、半年定期券については購入時点での料金となります。4月1日以前に購入した回数券であっても、使用することはできます。

「林委員」 利用料金の額について、備考に書かれていることを市民のみなさんが確認することはできるのでしょうか。説明がわかり辛いような気がするのですがいかがでしょうか。

「中村スポーツ課長」 市の条例規則や告示・公告につきましては、掲示場に掲示する他、ホームページで公開しておりますので、市民の方が条例規則の内容を見たいということであれば、ご覧いただけるようになっております。ただ、一般の方が目にするということはあまりないかと思えます。

「林委員」 備考の表現が非常に回りくどく感じます。

「小田委員長」 通常、施設を借りるときには、料金とともにこういったことが説明されるのではないのでしょうか。

「中村スポーツ課長」 一般の方々が施設を利用する場合には、利用上の決まりに関して簡単な手引書があり、利用料金について平易な表現で記載されたものが窓口においてあります。それに基

づいて説明させていただいております。

「林委員」 条例規則は一般の方向けに書かれたものではないということですね。

「菅沼委員」 一般市民の方が目にするのは料金表ぐらいということですか。

「近藤教育部長」 備考であってもあくまで条例や規則の一部ですので、法律や公用文書の基準に沿って書かれております。「若しくは」、「及び」の使い方等についても条例作成上で基準があるものですからそれに則って整備されております。一定の解釈しかできないように、誤解のない表現にということでこのようになっております。条例規則は、市民の方へのわかり易さというより先に、正確さを優先している部分はあります。ただ、市民の方が、実際に施設を利用する際には、利用料金や注意事項をわかり易い表現でパンフレットを作成するなどのことはさせていただきます。

「林委員」 わかりました。ぜひよろしくをお願いします。それともう一つ御津庭球場の利用料金について、他の施設は小学生、中学生と一般に分けられていますが、この施設だけ小学生と一般の料金となっていますが何か理由はありますか。

「中村スポーツ課長」 体育施設につきましては同じ庭球場であっても地区によって料金が違う場合があります。これは合併に伴って旧町時代の施設を引き継いで使用しているためで、利用料金は統一するように調整してはおりますが、細かな部分については合併時のものをそのまま引き継いでいる場合があります。次回の見直しの際には全体を調整しながら統一を図りたいと思います。

「小田委員長」 そろそろ全施設の利用料金を統一するとか、施設に差異があるから料金が違うだとか公平な基準で値段がつけられるように見直す時期なのではないかと思います。

「花井教育長」 合併時にそのまま移行してきたと思いますが、そろそろ整合性をもたせて改正する時期かもしれませんね。

「菅沼委員」 料金もそうですが、単位もそうですよね。1回につきいくらなのか、1時間につきいくらなのか。そういった部分の統一も必要なのではないかと思います。

「中村スポーツ課長」 利用料金については市でも4年ないし5年を目途に社会情勢や物価の変動、施設の維持費や利用率を見ながら改定を行っております。そうした機会を捉え、利用方法の見直しも行っております。平成22年にも改定を行っております。その際出た意見としては、長年その地域で利用されてきた方々にとってはその利用区分を継続して欲しいという声も聴かれました。単純に一律で同じような料金にするということは難しいところですが、合併して丸4年過ぎましたので、なるべく均一な考え方で利用料金等を考えたいと思います。

「小田委員長」 時期もそうですが、その施設の利用状況や利用者の居住地区も意識しながら、施設に対する平等性を確保していただきたいと思います。改正したら利用されなくなったということがないように、利用料を検討して欲しいと思います。他にありませんか。なければ報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「小田委員長」 異議なしと認め、日程第4 教育長報告「豊川市体育施設等における利用料金の額に係る公告」は、報告のとおり承認されました。本日の会議に付議されました案件は以上です

ので、これで本委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前9時55分 閉会)